

新旧対照表

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
旅館業 の営業 の許可	第 2 条 第 2 項 第 8 号	<p>条例別表第 3 第 3 項第 1 号ただし書の規定により玄関帳場を設置しない場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア 宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しの方法を記載した書類</p> <p>イ 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類及び当該設備の設置場所を示した図面</p> <p>ウ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備の内容及び緊急時における対応方法を記載した書類</p>		<p><u>政令第 1 条第 1 項第 2 号又は条例別表第 3 第 3 項第 1 号ただし書に規定する設備を設置する場合は、次に掲げる書類</u></p> <p>ア 宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しの方法を記載した書類</p> <p>イ 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類及び当該設備の設置場所を示した図面</p> <p>ウ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備の内容及び緊急時における対応方法を記載した書類</p>	
旅館業 の営業 の許可	第 2 条 第 2 項 第 11 号	旅館業の施設の給水の系統図		旅館業の施設の給水及び給湯の系統図	
旅館業 の営業 の許可	第 2 条 第 2 項 第 12 号	その他保健所長が認める書類	<p>次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 浴槽の構造設備関係の書類及び図面</p> <p>ア 浴槽に使用する給湯設備の系統図</p> <p>イ 浴槽水に使用する原水又は原湯の系統図</p> <p>ウ 浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環浴槽水の系統図</p> <p>エ 回収槽の水を浴槽に供する構造にあつては、回収槽水の系統図</p> <p>オ 打たせ湯、シャワー設備、露天風呂等の配管系統図</p> <p>カ 気泡発生装置等の空気取り入れ口等を記載した詳細図</p> <p>(新設)</p>	<p>その他保健所長が認める書類</p> <p>次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 浴槽の構造設備関係の書類及び図面</p> <p>ア 浴槽に使用する給湯設備の系統図</p> <p>イ 浴槽水に使用する原水又は原湯の系統図</p> <p>ウ 浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環浴槽水の系統図</p> <p>エ 回収槽の水を浴槽に供する構造にあつては、回収槽水の系統図</p> <p>オ 打たせ湯、シャワー設備、露天風呂等の配管系統図</p> <p>カ 気泡発生装置等の空気取り入れ口等を記載した詳細図</p> <p>キ 細則第 7 条第 2 号ただし書を適用す</p>	

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
			<p>ただし、アからオの図面について、他の図面と兼用できる場合は、省略して差し支えない。</p> <p>(5) 旅館業法施行令第1条第1項第2号の規定により玄関帳場を設置しない場合の書類</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>(6) 旅館業法施行令第1条第1項第2号又は条例別表第3第3項第1号に基づき玄関帳場を設置しない場合で、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は宿泊者以外の者の出入りを確認する映像を映す設備を宿泊の用に供する施設以外の場所（以下、「当該確認場所」という）に設置する場合の書類</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>(7) 複数の簡易宿所営業施設に共通する玄関帳場（以下、「共同用玄関帳場」とする。）を設置する場合の書類</p> <p>ア 共同用玄関帳場を利用する簡易宿所営業施設の名称及び所在地の一覧</p> <p>イ 複数の営業者が共同用玄関帳場を利用する場合は、当該共同用玄関帳場の設置及び利用に係る契約状況が確認できる契約書の写し等</p>		<p>る入浴設備にあつては、給湯設備に係る次のいずれかの書類</p> <p>(7) <u>ガス式給湯設備の場合、一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）の認証を受けている設備又はこれと同等の設備であることが分かる書類</u></p> <p>(4) <u>電気式給湯設備の場合、一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）の認証を受けている設備又はこれと同等の設備であることが分かる書類</u></p> <p>ただし、アからオの図面について、他の図面と兼用できる場合は、省略して差し支えない。</p> <p><u>(5) 削除</u></p> <p>(5) <u>旅館業法施行令第1条第1項第2号又は条例別表第3第3項第1号に基づき玄関帳場を設置しない場合で、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は宿泊者以外の者の出入りを確認する映像を映す設備を宿泊の用に供する施設以外の場所（以下、「当該確認場所」という）に設置する場合の書類</u></p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>(6) <u>複数の簡易宿所営業施設に共通する玄関帳場（以下、「共同用玄関帳場」とする。）を設置する場合の書類</u></p> <p>ア 共同用玄関帳場を利用する簡易宿所営業施設の名称及び所在地の一覧</p> <p>イ <u>共同用玄関帳場を簡易宿所営業施設以外の場所（事務所等）に設置する場合は、当該場所に係る次の書類</u></p> <p>(7) <u>当該設置場所の所在地を記載した書類</u></p>

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
			ウ 共同用玄関帳場を簡易宿所営業施設以外の場所（事務所等）に設置する場合は、当該場所に係る次の書類 (ア) 当該設置場所の所在地を記載した書類 (イ) 添付書類第2号及び第6号の書類		(イ) 添付書類第2号及び第6号の書類 ウ <u>共同用玄関帳場での面接の方法について説明した書類</u> エ <u>複数の営業者が共同用玄関帳場を利用する場合は、当該共同用玄関帳場の設置及び利用に係る契約状況が確認できる契約書の写し等</u>
浴室等の管理の基準	第5条第1項	条例別表第1第8項に規定する浴室等の管理の基準は、次のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第5号から第11号まで及び第13号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。		条例別表第1第8項に規定する浴室等の管理の基準は、次のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、第3号及び第4号（これらの規定中浴槽水に係る部分に限る。）、第5号から第11号まで並びに第13号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。	
浴室等の管理の基準	第5条第1項第6号	浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内からできる限り排水した上で、適切な洗浄方法でろ過器等内の汚れを排出し、ろ過器等内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。		浴槽は、次に掲げる浴槽の区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により清掃を行うこと。 ア <u>ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽</u> <u>1週間に1回以上、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「配管」という。）（以下「ろ過器等」という。）内からできる限り排水した上で、適切な洗浄方法でろ過器等内の汚れを排出し、ろ過器等内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃すること。</u> イ <u>ろ過器を使用せずに浴槽水を循環させる浴槽</u>	

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
				<p>適切な頻度で、配管内からできる限り排水した上で、配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、<u>毎日、浴槽水を完全に換水して清掃すること。</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる浴槽以外のもの <u>毎日、浴槽水を完全に換水して清掃すること。</u></p>	
浴室等の管理の基準	第5条第1項第8号	<p>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度以上に、給湯管及び返湯管内の湯の温度は、摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。</p>		<p>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯の温度は<u>摂氏60度以上に、給湯管内の湯の温度（貯湯槽を設ける場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合に限る。）は摂氏60度以上（加温装置の最大稼働時にあつては摂氏55度以上）に、返湯管内の湯の温度は摂氏55度以上（加温装置の最大稼働時にあつては、摂氏50度以上）に保つこと。</u>ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽、給湯管及び返湯管内の湯水について<u>必要な消毒を行うこと。</u></p>	
浴室等の管理の基準	第5条第1項第17号	<p>営業者は、第3号に規定する水質検査の結果については水質検査後速やかに、第4号に規定する水質検査の結果については1年に1回、それぞれ市長に報告するとともに、これら水質検査の結果については入浴者の見やすい場所に掲示する等自主的な公表に努めること。</p>		<p>営業者は、第3号に規定する水質検査の結果については水質検査後速やかに、第4号に規定する水質検査の結果については1年に1回、<u>旅館業施設水質検査結果報告書（第13号様式）</u>により市長に報告するとともに、これら水質検査の結果については入浴者の見やすい場所に掲示する等自主的な公表に努めること。</p>	
浴室等の管理の基準	第5条第1項第20号	<p>営業者は、入浴者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちに市長に報告すること。</p>		<p>営業者は、入浴者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちに市長に報告するとともに、<u>適切な措置を講ずること。</u></p>	
外観の基準	第6条第1項第1号	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域並びに同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層</p>	マンセル表色系(第6条第1号イ(ア)、第6条第2号イ(ア))	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域並びに同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層</p>	マンセル表色系(第6条第1号イ(ア)、第6条第2号イ(ア))

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
	イ	<p>住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域においては、次の要件を満たしていること。</p> <p>イ 色及び模様は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) マンセル表色系で赤(R)系、橙(YR)系及び黄(Y)系の色相を使用する場合は彩度4以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下とすること。</p> <p>(イ) 金色を使用しないこと。ただし、施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様を描かないこと。</p>	<p>JIS Z8721『色の表示方法 - 三属性による表示』で使用されている、尺度化された色の三属性(色相、明度、彩度)を表した記号(マンセル記号)を用いた表示体系のことをいう。</p> <p>ただし、広告物の一部に使用する色、交通標識に類似するサイン及び日除けテント等の簡易な設備については、細則第6条第1号イ(ア)又は細則第6条第2号イ(ア)の基準を適用する対象としないこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様、彫刻(第6条第1号イ(ウ)、第6条第1号ウ(ア)、第6条第2号イ(ウ))</p> <p>(省略)</p>	<p>住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域においては、次の要件を満たしていること。</p> <p>イ 色及び模様は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) マンセル表色系で赤(R)系、橙(YR)系及び黄(Y)系の色相を使用する場合は彩度4以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下とすること。ただし、<u>既存の建築物の用途を変更して旅館業を営もうとする場合(建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条第1項の規定により準用する同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受ける場合を除く。)</u>における施設の<u>外観</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(イ) 金色を使用しないこと。ただし、施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様を描かないこと。</p>	<p>JIS Z8721『色の表示方法 - 三属性による表示』で使用されている、尺度化された色の三属性(色相、明度、彩度)を表した記号(マンセル記号)を用いた表示体系のことをいう。</p> <p>ただし、広告物の一部に使用する色、交通標識に類似するサイン及び<u>ドア、窓枠、外灯器具、日除けテント等の建物本体に付属する簡易な設備</u>については、細則第6条第1号イ(ア)又は細則第6条第2号イ(ア)の基準を適用する対象としないこととする。</p> <p><u>外観に自然素材(石材等)、モザイクタイル、写真等が使用される場合で、当該部分の色を個別にマンセル表色系で審査することが困難な場合にあつては、全体の色調をマンセル表色系で審査することとする。</u></p> <p><u>施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合(第6条第1号イ(イ)、第6条第2号イ(イ))</u></p> <p><u>料金表示等の文字も含むものとする。</u></p> <p>周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様、彫刻(第6条第1号イ(ウ)、第6条第1号ウ(ア)、第6条第2号イ(ウ))</p> <p>(省略)</p>
外観の基準	第6条第1項第2号イ	都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、次の要件を満たしていること。	マンセル表色系(第6条第1号イ(ア)、第6条第2号イ(ア)) JIS Z8721『色の表示方法 - 三属性による	都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、次の要件を満たしていること。	マンセル表色系(第6条第1号イ(ア)、第6条第2号イ(ア)) JIS Z8721『色の表示方法 - 三属性による

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
		<p>イ 色及び模様は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) マンセル表色系で赤(R)系、橙(YR)系の色相を使用する場合は彩度6以下、黄(Y)系の色相を使用する場合は彩度4以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下とすること。</p> <p>(イ) 金色を使用しないこと。ただし、施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様を描かないこと。</p>	<p>表示』で使用されている、尺度化された色の三属性(色相、明度、彩度)を表した記号(マンセル記号)を用いた表示体系のことをいう。</p> <p>ただし、広告物の一部に使用する色、交通標識に類似するサイン及び日除けテント等の簡易な設備については、細則第6条第1号イ(ア)又は細則第6条第2号イ(ア)の基準を適用する対象としないこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様、彫刻(第6条第1号イ(ウ)、第6条第1号ウ(ア)、第6条第2号イ(ウ))</p> <p>(省略)</p>	<p>イ 色及び模様は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) マンセル表色系で赤(R)系、橙(YR)系の色相を使用する場合は彩度6以下、黄(Y)系の色相を使用する場合は彩度4以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下とすること。ただし、<u>既存の建築物の用途を変更して旅館業を営もうとする場合(建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条第1項の規定により準用する同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受ける場合を除く。)</u>における施設の外觀にあっては、この限りでない。</p> <p>(イ) 金色を使用しないこと。ただし、施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様を描かないこと。</p>	<p>表示』で使用されている、尺度化された色の三属性(色相、明度、彩度)を表した記号(マンセル記号)を用いた表示体系のことをいう。</p> <p>ただし、広告物の一部に使用する色、交通標識に類似するサイン及びドア、窓枠、外灯器具、日除けテント等の建物本体に付属する簡易な設備については、細則第6条第1号イ(ア)又は細則第6条第2号イ(ア)の基準を適用する対象としないこととする。</p> <p><u>外観に自然素材(石材等)、モザイクタイル、写真等が使用される場合で、当該部分の色を個別にマンセル表色系で審査することが困難な場合にあっては、全体の色調をマンセル表色系で審査することとする。</u></p> <p><u>施設名称、標章、紋章、商標等の表示に使用する場合(第6条第1号イ(イ)、第6条第2号イ(イ))</u></p> <p><u>料金表示等の文字も含むものとする。</u></p> <p>周囲の善良な風俗を害するような絵及び模様、彫刻(第6条第1号イ(ウ)、第6条第1号ウ(ア)、第6条第2号イ(ウ))</p> <p>(省略)</p>
外観の基準	第6条第1項第2号エ	<p>エ 外部の広告物は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 屋上に設置する広告物は、高さを7メートル以下(建築物の高さの2分の1が7メートル以下の場合)、その建築</p>	<p>外部の広告物(第6条第1号エ、第6条第2号エ)</p> <p>(1) 外部の広告物</p> <p>屋上に設置する広告物(屋上看板)、当該営業施設の敷地内に設置する広告物(地上</p>	(撤廃)	(撤廃)

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
		物の高さの2分の1以下)とすること。 (イ) 地上に設置する広告物は、高さを10メートル以下、表示面積を25平方メートル以内とすること。	設置看板)、当該建築物から突出する広告物(袖看板)及び当該建築物の壁面に直接表示又は物件を設置する広告物(壁面看板)をいう。 (2) 高さ 当該建築物の屋上から屋上看板上部までをいう。 (3) 表示面積 屋上又は地上に設置されている各々の広告物(看板)に表示されている部分の面積の総和をいう。 なお、当該営業施設と関係のない広告物(貸し看板)等にあつては、「外部の広告物」には該当しないものとする。		
入浴設備の構造設備基準	第7条第1項第1号	浴槽に使用する給湯設備は、次の要件を備えること。 ア 給湯温度を60度以上(当該加温装置の最大稼働時にあつては、55度以上)に保ち、かつ、返湯温度を55度以上(当該加温装置の最大稼働時にあつては、50度以上)に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、給湯水を消毒することができる設備が備え付けられている場合は、この限りでない。 イ 貯湯槽又は加温装置に近接した場所の給湯管及び返湯管に温度計が備え付けられていること。	(新設)	貯湯槽を設ける場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合の浴槽に使用する給湯設備は、次の要件を備えること。 ア 給湯温度を摂氏60度以上(当該加温装置の最大稼働時にあつては、摂氏55度以上)に保ち、かつ、返湯温度を摂氏55度以上(当該加温装置の最大稼働時にあつては、摂氏50度以上)に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、給湯水を消毒することができる設備が備え付けられている場合は、この限りでない。 イ 貯湯槽又は加温装置に近接した場所の給湯管及び返湯管に温度計が備え付けられていること。	「原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合」には、加温のために浴槽水を循環することは含まれない。
入浴設備の構造設備基準	第7条第1項第2号	原水及び原湯は、浴槽の水面上部から直接浴槽に落とし込む構造であること。	(新設)	原水及び原湯は、浴槽の水面上部から直接浴槽に落とし込む構造であること。ただし、浴槽の逆流防止措置が取られ、かつ、給湯設備が当該客室のみに給湯を行うものである場合は、この限りでない。	(1) 給湯設備が当該客室のみに給湯を行うもの(第7条第2号) 当該規定は入浴設備のうち、浴槽へ給湯される給湯設備に係るもので、同じ給湯設備が客室室内等の他の場所(洗面設備)に給湯されるものについてはこの限りではない。

		現行		改正案															
		細則	審査基準	細則	審査基準														
					<p>い。</p> <p>(2) 浴槽水の逆流防止措置が取られている場合（第7条第2号）</p> <p>次の機関が認証している給湯設備を設置している場合、又はそれと同等と見なせる場合をいう。</p> <p>ア ガス式給湯設備においては、一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）又は、それと同等の設備が設置されている場合</p> <p>イ 電気式給湯設備においては、一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）又は、それと同等の設備が設置されている場合</p>														
旅館業の営業の合併又は分割による承継承認	第9条第2項第2号	<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款又はこれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>その他保健所長が必要と認める書類（第2号）については、次の2つの表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併事由</th> <th>その他保健所長が必要と認める書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸収合併</td> <td> <p>合併に係る法人ごとに次の書類とする。</p> <p>(1) 消滅する法人（現在の営業者）</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し</p> <p>イ 持分会社：合併契約書の写し</p> <p>ウ 特例有限会社：社員総会の議事録の写し</p> <p>(2) 存続する法人</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し。ただ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	合併事由	その他保健所長が必要と認める書類	吸収合併	<p>合併に係る法人ごとに次の書類とする。</p> <p>(1) 消滅する法人（現在の営業者）</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し</p> <p>イ 持分会社：合併契約書の写し</p> <p>ウ 特例有限会社：社員総会の議事録の写し</p> <p>(2) 存続する法人</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し。ただ</p>	<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款又はこれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>その他保健所長が必要と認める書類（第2号）については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併又は分割の事由</th> <th>その他保健所長が必要と認める書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸収合併</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>新設合併</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>吸収分割</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>新設分割</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	合併又は分割の事由	その他保健所長が必要と認める書類	吸収合併	(省略)	新設合併	(省略)	吸収分割	(省略)	新設分割	(省略)
合併事由	その他保健所長が必要と認める書類																		
吸収合併	<p>合併に係る法人ごとに次の書類とする。</p> <p>(1) 消滅する法人（現在の営業者）</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し</p> <p>イ 持分会社：合併契約書の写し</p> <p>ウ 特例有限会社：社員総会の議事録の写し</p> <p>(2) 存続する法人</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し。ただ</p>																		
合併又は分割の事由	その他保健所長が必要と認める書類																		
吸収合併	(省略)																		
新設合併	(省略)																		
吸収分割	(省略)																		
新設分割	(省略)																		

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
			<p>し、簡易合併等の場合は合併契約書の写し。</p> <p>イ 持分会社：合併契約書の写し</p>		
			<p>新設合併 合併に係る法人ごとに次の書類とする。</p> <p>ア 株式会社：株主総会の議事録の写し</p> <p>イ 持分会社：合併契約書の写し</p>		
			<p>分割事由 其他保健所長が必要と認める書類</p>		
			<p>吸収分割 分割に係る法人ごとに次の書類とする。</p> <p>(1) 分割会社（現在の営業者）</p> <p>ア 株式会社：分割契約について、株主総会で承認した議事録の写し。ただし、簡易分割の場合は分割契約書の写し。</p> <p>イ 持分会社：分割契約書の写し</p> <p>ウ 特例有限会社：分割契約書の写し</p> <p>(2) 承継会社</p> <p>ア 株式会社：分割契約について、株主総会で承認した議事録の写し。ただし、簡易分割の場合は分割契約書の写し。</p> <p>イ 持分会社：分割契約書の写し</p>		
			<p>新設分割 分割に係る法人ごとに次の書類とする。</p>		

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
			<p>ア 株式会社:分割計画について、株主総会で承認した議事録の写し。ただし、簡易分割の場合は分割計画書の写し。</p> <p>イ 持分会社:分割計画書の写し</p>		
			(新設)		<p>(2) 旅館業の施設の敷地の境界線から 200 メートル以内の見取図</p> <p>:当該旅館業の施設の敷地境界線から 110 メートルを示す境界線及び 200 メートル以内に所在する法第 3 条第 3 項の規定に基づく学校等の敷地境界線までの直線距離を記入した本市発行の 2500 分の 1 の地形図をいう。</p>
			(新設)		<p>(3) 旅館業の施設の 4 面の立面図 (建物の色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの)</p> <p>:「立面図」とは、縮尺、開口部の位置、形態、模様、色彩 (色相、彩度及び明度をマンセル記号で表示及びそれに近い色の着色) を記載したものとする。また、当該施設の周囲に塀等を設ける場合にあつては、立面図と同様に記載した図面を添付すること。ここでいう「マンセル表色系」は、「6 旅館業法施行細則の構造設備等の基準 (細則第 6 条)」における「マンセル表色系 (第 6 条第 1 号イ (ア)、第 6 条第 2 号イ (ア))」と同様とする。</p>

		現行		改正案		
		細則	審査基準	細則	審査基準	
旅館業 の営業 の相続 承継承 認	第10条 第2項 第3号	<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(3) その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <p>その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 被相続人の死亡年月日の確認及び相続人を把握するために、必要に応じて除籍謄本。</p> <p>(2) 相続人のうち相続を放棄した者がある場合にあつては、当該相続人の相続放棄の申請書の写し。</p> <p>(3) 被相続人が遺言等で推定相続人を排除したときは、それを証する書類（公正証書による遺言にあつては、遺言の謄本とする。また、公正証書以外の遺言の方法にあつては、家庭裁判所の検認を受けた証のあるものの写しとする。）</p> <p>(新設)</p>	<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(3) その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <p>その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>旅館業の施設の敷地の境界線から200メートル以内の見取図</u> ：<u>当該旅館業の施設の敷地境界線から110メートルを示す境界</u></p>

		現行			改正案		
		細則	審査基準		細則	審査基準	
				(新設)		<p>線及び200メートル以内に所在する法第3条第3項の規定に基づく学校等の敷地境界線までの直線距離を記入した本市発行の2500分の1の地形図をいう。</p> <p>(5) 旅館業の施設の4面の立面図 (建物の色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの)</p> <p>:「立面図」とは、縮尺、開口部の位置、形態、模様、色彩(色相、彩度及び明度をマンセル記号で表示及びそれに近い色の着色)を記載したものとす。また、当該施設の周囲に塀等を設ける場合にあつては、立面図と同様に記載した図面を添付すること。 ここでいう「マンセル表色系」は、「6 旅館業法施行細則の構造設備等の基準(細則第6条)」における「マンセル表色系(第</p>	

		現行		改正案	
		細則	審査基準	細則	審査基準
					6条第1号イ(ア)、第6条第2号イ(ア)」と同様とする。